

2025年1月27日

一般社団法人不動産証券化協会

会員に対する処分について

当協会は、法令違反等の事実が認められた株式会社三菱UFJ銀行（正会員）に対し、定款第11条に基づき下記の処分を行うことを第144回理事会（1月24日開催）において決議いたしました。

記

【処分内容】

戒告

【処分理由】

株式会社三菱UFJ銀行は、令和6年6月24日付けで金融庁より①「銀証間における不適切な顧客情報の共有等」、②「登録金融機関による有価証券関連業の禁止に反した行為」を理由とした業務改善命令等の行政処分を受けた。処分の対象となった行為のうち、②「登録金融機関による有価証券関連業の禁止に反した行為」には不動産証券化市場に関する事案が含まれており、これらの行為は当協会の自主行動基準に違反する行為であるため。

以上

（注）本文書は、当協会定款第11条第3項に基づき、会員に対し戒告以上の処分を行った場合にその内容を公示するものです。